

恵 監 第 4 2 号  
令和 3 年 9 月 6 日

恵庭市長 原 田 裕 様

恵庭市監査委員 北 林



恵庭市監査委員 柏 野 大



令和 2 年度恵庭市内部統制（試行実施）評価報告書の審査意見について

地方自治法第 150 条第 5 項の規定により、同条第 4 項の規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を提出します。

#### 記

#### 1. はじめに

恵庭市は、従来より公正かつ適切な職務の執行の確保及び効率的な事務事業を実現するために、組織マネジメントの推進本部を組織し、取り組んできたところであるが、平成 29 年 6 月に地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号）が定められたことにより、地方自治法に定める指定都市を除く市町村長において、内部統制の制度化（方針及び評価報告書の作成と内部統制体制の整備）が努力義務とされたことを受けて、令和 2 年度に試行的に内部統制が運用されたところである。

このことを受けて、監査委員では、本格実施に向けての取り組み等も含め、意見を提出することとした。

#### 2. 審査の対象

令和 2 年度恵庭市内部統制（試行実施）評価報告書

#### 3. 審査の期間

令和 3 年 8 月 1 日～令和 3 年 8 月 31 日

#### 4. 審査の着眼点

令和2年度恵庭市内部統制（試行実施）評価報告書の審査は、令和2年4月1日に策定された「恵庭市内部統制基本方針」及び「内部統制リスク管理指針」に基づいて内部統制が試行実施され、恵庭市長が作成した内部統制（試行実施）評価報告書について、①恵庭市長による評価が評価手順に沿って適切に実施されたか、②内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い、審査した。

#### 5. 審査の実施内容

令和2年度恵庭市内部統制（試行実施）評価報告書について、内部統制推進部局から報告を受け、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施のガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、審査を行った。また、その他の監査等において得られた監査資源も利用した。

#### 6. 審査の結果

令和2年度恵庭市内部統制（試行実施）評価報告書について、上記のとおり審査した限り、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

#### 7. その他

##### （1）内部統制の組織体制について

内部統制を推進する組織体制については、推進部局を職員課としているが、専任の部署又は職員の配置にまで至っておらず、試行段階とはいえ対応に苦慮した状況がうかがえる。評価報告書にも記載されているが、行政課題に対する全庁的な組織体制や職員配置から、内部統制の独立的立場による評価部局の設置が見送られたところである。

このことから、各部局におけるリスクの管理・評価は、各部局での評価を追認している状況もみられることから、今後に向けては、内部統制推進の組織体制等について工夫されたい。

##### （2）評価手続き及び評価結果について

内部統制の評価を行う上で、各部局によるリスクの洗い出しを行っているが、その対応は各部局によって温度差があり、これまでの監査結果の指摘・指導事項や定期監査で報告されている事故報告事案が掲載されていない部局も散見された。

推進部局でのチェックや各部局段階での評価においては一貫性を確保するために、共通するリスクの整理、具体的な評価基準や重大な不備への判断基準の策定が望まれる。また、リスクの管理や対策を講じる上で、評価シートにリスクの要因を追加してはどうか検討されたい。

内部統制を機能させるためには、PDCAサイクルにより毎年改善していくことが望まれるが、そのベースとなるのが職員の内部統制への意識改革が大きいものとする。今後に向けては、職員研修の在り方の検討や情報共有を含め、職員への周知徹底が図られるよう求めるものである。

以上

